

特定個人情報保護評価書の再評価に伴うパブリック・コメントの実施について（報告）

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、「個人住民税に関する事務」及び「固定資産税・都市計画税に関する事務」の特定個人情報保護全項目評価書の再評価を行い、パブリック・コメントを実施することとなりますのでご報告いたします。

1. 特定個人情報保護評価について

特定個人情報（マイナンバー）ファイルを保有しようとする場合、情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを示す特定個人情報保護評価を実施する必要があります。

評価の実施に当たっては、特定個人ファイルの対象人数等に応じて、特定個人ファイルの内容・リスク対策等について記載した特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられ、対象人数が30万人以上の場合、基礎項目評価書、重点項目評価書、全項目評価書の3種類のうち、全項目評価書を作成しパブリック・コメントを行い、第三者点検を経て、国の個人情報保護委員会へ提出し、公表されることとなります。

また、特定個人情報の保管場所や特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策など「重要な変更」を加えようとする場合には再評価を行う必要があり、同様の手続きを行うこととなります。

なお、税務部においては、「個人住民税に関する事務」及び「固定資産税・都市計画税に関する事務」について、全項目評価書を作成しており、今回再評価をするものです。

2. ガバメントクラウド、標準化について

地方公共団体情報システムの標準化とは、地方公共団体の基幹業務システムを、国が定める標準仕様書に基づく標準準拠システムに移行する取組みで、国が用意するガバメントクラウドを活用して、標準準拠システムを利用することとなります。

ガバメントクラウドや標準準拠システムへの移行に伴い、特定個人情報の保管場所の変更等が「重要な変更」に該当するため、全項目評価書の再評価を実施し、パブリック・コメントを行います。

なお、ガバメントクラウドやガバメントクラウドへの接続はインターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成され、業務データへのアクセスにも十分な制御が講じられます。また、物理的にも厳重な入退室管理策を行うなど、これまでと同等のセキュリティ対策が実施されます。

3. 主な変更点について

| | |
|-------------------------|---|
| 保管場所やリスク対策等の変更（重要な変更該当） | 標準準拠システムをガバメントクラウド上に構築することに伴い、国の定めるガバメントクラウドの安全管理措置に従った内容を追加。 |
| システムの機能やファイル記録項目等の変更 | 国の示す標準仕様書にあわせて、システム機能や保有するデータ項目等を変更。 |
| 番号法改正に伴う変更 | 番号法が改正されたことにより生じた引用法令の条ずれ等に伴う変更 |

4. 今後のスケジュール（予定）

| 実施時期 | 実施内容 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 令和6年11月 1日（金） ～12月 2日（月） | 全項目評価書（案）のパブリック・コメント実施 |
| 令和6年12月 | 第三者点検（個人情報保護審査会） |
| 令和7年 1月 | 個人情報保護委員会（国）へ提出・公表 |
| 令和7年 2月 | ガバメントクラウド上での新システムのテスト運用 |
| 令和7年11月 | 新システム本稼働 |